

健康保険証を紛失したら

健康保険証は医療機関を受診するときに必要なだけでなく、身分証明の役割をもつ大切なものです。保管には十分気をつけて大切に扱しましょう。

- 紛失に気づいたら、直ちに最寄りの **警察署**へ 届け出てください。
- 通院の際に紛失していたら、**病院に問合せ** て確認してください。
- 家の中で紛失していたら、**もう一度よく探して** みてください。

本人が探して見つからない場合は・・・

違う人の目でもう一度探す、時間を置いてもう一度探すなど。

再度探しても、見つからない場合は・・・

再交付の手続き

古河電工健康保険組合ホームページ > 届出・申請書一覧

3. 保険証をなくしたとき

http://www.furukawadenko-kenpo.com/05_download/index.html#dl3

【提出書類】 健康保険被保険者証 再交付申請書・滅失届

※保険証再交付には、保険証1枚につき、**1,000円の手数料が発生**します。

【提出先】 事業所総務部門（任意継続の方は健康保険組合）

※再交付後に見つかった場合は、**見つかった保険証を必ず返却**してください。

もし、消費者金融や信販会社から身に覚えのない請求があった場合は、警察や消費生活センター等に相談しましょう。

万が一、あなたの健康保険証が身分証明書として不正使用されたとしても、あなたと消費者金融等との間に契約が締結されたわけではないので、請求に応じて支払う必要はありません。

【参考】個人信用情報機関が設けている「本人申告制度」について

健康保険証を身分証明書として利用する消費者金融や信販会社も少なくなく、被害を防ぐ方法として個人信用情報機関が設けている「本人申告制度」があります。身分証明書の紛失や盗難にあった情報を個人信用情報機関に登録することで、当該機関の加盟会社（信販会社、消費者金融、銀行など）が与信審査をより慎重に行うようにする制度です。詳しくは、最寄の消費生活センターへお問合せください。